

自動車アセスメント評価検討会開催要領

1. 会議の名称

自動車アセスメント評価検討会とする。

2. 開催目的

国土交通省では、交通事故による死傷者を減らし、安全な道路交通の実現を目指して、車両の安全対策を行うこととしており、法令に基づく安全基準の拡充・強化、自動車アセスメントの実施、先進安全自動車(ASV)の開発・普及の促進を柱とした対策を推進している。

自動車アセスメント評価検討会は、自動車アセスメントの実施に当たって、自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程(平成11年7月 運輸省令告示第440号)第4条に基づき、自動車等の安全性能評価に関し優れた識見を有する者の意見を求めるものであり、自動車アセスメントの評価結果、試験方法等について、検討することを目的とする。

3. 検討事項

- (1) 評価方法の検討・決定、結果の決定
- (2) 試験方法の検討・決定
- (3) 自動車アセスメントの方向性についての検討
- (4) 普及促進策の検討

4. 開催主体

国土交通省とする。

5. 検討会の委員

- (1) 検討会の座長は構成員の互選により決定するものとする。
- (2) 委員の任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

6. 開催回数

会議は、年間3回程度開催する。

7. 議事の公開

- (1) 検討会においては、新装置の開発状況等、企業秘密等について議論が及ぶため、会議を公開すると当事者又は第三者の権利又は利害を害する恐れがあることから非公開とする。
- (2) 検討会の配付資料については、原則として、検討会開催後、速やかに公開する。
- (3) 検討会の議事録(発言者氏名を除く。)は、検討会委員の了承を得た上後、速やかに公開する。

- (4) 当事者又は第三者の権利又は利害を害する恐れがある場合には、(2)、(3)に関わらず検討会の合意を得た上で、配付資料または議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

8. ワーキンググループについて

- 3. の検討事項のうち、専門的内容についてはワーキンググループで検討し、自動車アセスメント評価検討会に報告することとする。